

議案第 14 号

太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

国分第三学童の新設に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市立学童保育所設置条例（昭和50年条例第428号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (18) 名称 太宰府市立国分第三学童保育所
位置 太宰府市国分二丁目10番1号
定員 40人

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。